

様式第4号（第11条関係）

基 総 第 1 1 3 2 号

平成28年9月30日

江 渕 勉 様

基山町長 松 田 一 也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

9月7日にご質問いただいた件につきまして回答いたします。

《1回目回答》

① 防災行政無線放送で、必要な地区（町民）へは確実に情報が届く放送システムであるか。

【回答】

1. 全町民に対しては、情報が確実に伝わっているかという事については、伝わっていない地域があると判断しております。
3. 地区としては、8区、9区、10区、11区の町民の方から、聞き取りづらいという電話が有りました。
4. 年に1回防災行政無線の試験放送を行なっておりますが、平成25年に国からの試験放送を行なった際に、8区、9区、10区、11区の町民の方から、放送内容が聞き取りにくいという意見が8件ありました。
対策としては、国からの直接放送を除き、町より試験放送を行なった際に各区の区長と町民の方の意見により、スピーカーの向きを調整しました。また、アナウンスをする際はゆっくりと文節の間を空け、内容を聞き取りやすくすること。反響を軽減させるために基山小学校校区と、若基小学校校区に時差を設けて分けて放送するような対策をとりました。
5. 問題・課題につきましては、スピーカーの向きにより聞こえずらい地域が発生する事や、放送した際に音が反響して聞き取りにくい状況が有ります。

6. 調査しました内容につきましては、公表いたします。

② 集中豪雨時には、災害が予想される地区には確実に放送が届くシステムですか。

【回答】

1. 8区、9区、10区、11区の町民の方から、放送内容が聞き取りにくいという電話が有りました。防災行政無線放送施設を設置した時には、聞き取りにくい地域が発生する前提では、防災行政無線の設置は行っておりません。

防災行政無線を設置する際に現地調査を行い、拡声子局の設置場所を決定し、スピーカーの数量、出力容量並びに方向を決定し、音圧試験を行っております。

2. 土砂災害特別警戒区域につきましては、職員により避難所開設情報を電話でお知らせしております。

3. エリアメールにつきましては、NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、KDDI会社のサービスにより基山町及び周辺にいる方で、携帯電話及びスマートフォンをお持ちの方に配信させていただいております。

245名の方につきましては、前回1回目③の回答とおりです。

4. 別の情報伝達手段を導入した際は、公表いたします。

《2回目回答》

① 防災行政無線放送で、必要な地区（町民）へは確実に情報が届く放送システムであるか。

【回答】

1. 今回1回目の②の1で回答しておりますので省略させていただきます。

2. エリアメールにつきましては、携帯電話及びスマートホンの機種や設定によりメールが入る、入らないが有りますので、お持ちの電話会社で確認していただきますように、広報きやま等でお知らせいたします。

3. 別の情報伝達手段を導入した際は、公表いたします。

③ 放送が届きにくい地区があればその地区を地図（どのような地図でもよい）へ表記してください。

【回答】

1. 放送が届きにくい地区につきましては、電話で報告が有っておりますが、場所の特定ができませんので把握しておりません。

2. ①地図に記入しております音量範囲につきましては、設置する際の計画範囲です。

②設置施設に問題があるか無いかの意見につきましては、現地調査を行い設置場所等を決定していますので、担当者の感覚での回答は控えさせていただきます。

3. 防災行政無線を設置した際は試験放送を行い、音圧を騒音計で測定し日常生活の音よりも上回った結果を測定しており、現地調査を行っております。

4. 改善の検討結果につきましては、公表いたします。

④ 豪雨時には、家の中にいる町民へ確実に情報が届くのでしょうか。

【回答】

1. 豪雨時（時間雨量50mm程度を想定）の試験は行っておりません。

○今後資料等の対応につきましては、総務企画課で対応させていただきます。